

女川原子力発電所2号機における基準地震動評価の概要

女川原子力発電所2号機の耐震評価に用いる基準地震動は、

- ・発電所周辺の地質の調査結果等を基に策定する「①敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」(a. プレート間地震、b. 海洋プレート内地震、c. 内陸地殻内地震)
- ・震源となる活断層との関連付けが困難な過去の内陸地殻内地震の震源近傍における観測記録に基づく「②震源を特定せず策定する地震動」

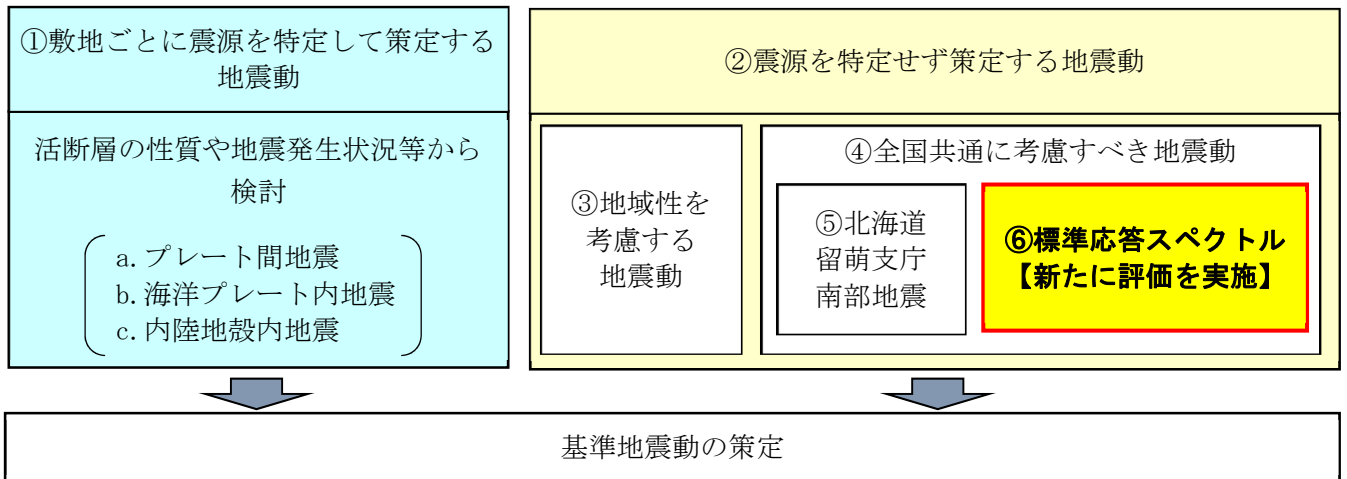
により策定している。

このうち、「震源を特定せず策定する地震動」において、

- ・「③地域性を考慮する地震動」は、検討対象の地震と地質構造等が異なるため、考慮する必要はない。
- ・「④全国共通に考慮すべき地震動」は、国の基準に示すマグニチュード6.5未満の14地震について、発電所への影響が大きく、かつ、精度の高い地盤データが得られた「⑤北海道留萌支庁南部地震」を基に策定していた。

今回、原子力規制委員会において、震源を特定せず策定する地震動の「④全国共通に考慮すべき地震動」について、震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定された「⑥標準応答スペクトル」に基づく評価が新たに求められたことから、女川原子力発電所2号機の基準地震動に対し、標準応答スペクトルに基づく地震動の評価を行った。

【参考】基準改正後の基準地震動策定までの流れ



地震発生様式のイメージ

